

# 社会福祉法人いずみ福祉会

## 評議員及び役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いずみ福祉会（以下「法人」という。）定款第八条及び第二一条に基づき、評議員及び役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

### (意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第五条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第一五条による理事及び監事をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬及びその他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

### (報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第八条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。

2 役員の報酬は日額とし、理事会等法人業務への出席の都度、別表2に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。

### (費用の弁償)

第4条 法人は、評議員及び役員がその職務を遂行するために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償は実費とし、請求があったときに遅滞なく支給する。ただし、旅費については旅費規程に基づいて支給する。

### (報酬等及び費用の支払方法)

第5条 報酬等及び費用は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (補則)

第7条 その他特に定めのないこの規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から全部改正により施行する。

別表1 評議員の報酬

役 職	報酬日額（1人あたり）	年間総額（合計）
評議員	5,000 円 *法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額	140,000 円 *定款第八条に定める金額

別表2 役員の報酬

役 職	報酬日額（1人あたり）	年間総額（合計）
理 事	5,000 円 *法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額	600,000 円
監 事	5,000 円 *法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額	200,000 円